



国際ロータリー第2790地区 千葉南ロータリークラブ会報



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

THE ROTARY CLUB OF CHIBA SOUTH

- 創立■ 1964年3月2日 ■例会日■ 毎・金曜日12時30分 ■例会場■ オークラ千葉ホテル
- 会長■ 大塚 裕正 ■幹事■ 岡田 敦志 ■会報委員長■ 小林 透
- 事務局■ 〒260-0027 千葉市中央区新田町12-1 トーシン千葉ビル7階 (☎043-245-3204)

2021-22年度

第2770回

2022年4月22日(金)点鐘12:30 (晴れ)

- ◆ロータリーソング『それでこそロータリー』
- ◆四つのテスト ～言行はこれに照らしてから～
 1. 真実か どうか
 2. みんなに公平か
 3. 好意と友情を深めるか
 4. みんなのためになるか どうか

◆会長挨拶及び報告 大塚 裕正会長

皆さんこんにちは。
先週の例会は休会になりまして、2週間ぶりに皆さんとお会いできる状態です。ぜひ体調には十分注意してください。



このところニュースを見ていると、毎日のようにロシアとウクライナのことがずーっとやっています。状況を見ていると、段々と心が痛くなっていくというか見ていられなくなりますし、先が思いやられる気がします。もしかすると日本も隣国との関係が、これから先、同じような関係になってしまうのではないかと懸念させしています。そういう状況にならなければいいなと思っています。

今月は、「母子の健康月間」なのでそういった話をしなければならぬのですが、健康には注意していきましょう。

特に、コロナの関係では、東京都で今までは、4人掛けのテーブルが8人掛けになるなど緩和されていますが、決して感染者が少なくなっているわけではないので十分注意していただきたいと思います。

手洗いがいなど基本対策をきちんとやっていけば大丈夫だと思いますので、よろしくお祈りします。

今日の卓話を楽しみに



しています。

◆委員会報告

◆会員増強委員会より (今井 太志委員長)

5月20日(金)(点鐘12:30 閉会14:00)、会員増強委員会主催「オープン例会」を開催します。皆様、ぜひ当日は会員増強を図るためにもゲストの方をお連れ下さいますようお願い致します。

◆クラブ研修委員会より (廻 辰一郎委員長)

5月13日(金)にクラブ研修例会を行います。点鐘は18時となります。講師は金親博榮パスト会長です。皆様のご出席を宜しくお願い致します。

◆職業奉仕委員会より (伊藤 和夫委員長)

山本会員にご協力いただき、6月10日(金)に職場訪問例会を行いたいと思います。詳細につきましては、あらためてお知らせいたします。宜しくお願い致します。

◆幹事報告 岡田 敦志幹事

- ・4月29日(金)は、祝日により休会です。
- ・5月6日(金)は、定款により休会です。
- ・5月13日(金)は、クラブ研修例会です。点鐘18:00

◆出席報告 (会員数44名)

出席者数	欠席者数	ビジター	4/8 修正出席率
27名	17名	1名	67.44 %

千葉市内例会変更のご案内 [メニュー](#)にほんブログ村

千葉RC	月	5/2・5/23	三井ガーデンホテル千葉
千葉西RC	火	5/17	センシティブ「東天紅」
千葉幕張RC	火	5/24	アパホテル&リゾート東京ベイ
新千葉RC	水		京成ホテルミラマーレ
千葉北RC	水		オークラ千葉ホテル
千葉中央RC	木		三井ガーデンホテル千葉
千葉港RC	木		京成ホテルミラマーレ

◆ニコニコボックス報告

●大塚 裕正会長、岡田 敦志幹事

先週の例会ですが、直前での休会となってしまいました。楽しみにしていただいた皆様、大変申し訳ありませんでした。また、卓話の依頼をしていただいていた齋藤良堯会員にも大変ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。本年度は例会を止めないで開催の予定でしたが、今回、皆様の健康と安全を優先して休会の判断をさせていただきました。改めて、手洗い・アルコール消毒の徹底をよろしく申し上げます。

●向後 保雄会員

先日の4月9日、私の市政報告会に多くの有志の皆様にお越しいただき、神谷市長はじめ、多くのご来賓の方々にもご来場いただき、盛会裡の終えることが出来ました。誠に有難うございました。

●山本 康永会員

千葉市中央区浜野町駅前にスポーツラウンジを5月8日に開業することになりました。開業理由は、地域にスポーツ振興、町の活性化です。恥ずかしながら浜野東口駅前では初の飲食店となります。イメージはフードコートですが、ぜひ浜野駅からの景色をご覧くださいと思います。

本日のニコニコボックス	14,000円	累計	254,800円
金の箱	127円	累計	10,309円

●●●● ロータリー特別月間とは・・・ ●●●●

クラブだけではなく、ロータリアン一人ひとりが、ロータリーの活動に参加するよう強調するため、国際ロータリー(RI)理事会が指定した月間のことです。

4月は「母子の健康月間」です。

毎年、5歳未満で命を落とす子どもは、世界で推定590万人。その原因は、栄養失調、適切な医療や衛生設備の欠如など、どれも予防が可能なものばかりです。

予防可能な原因で母と子どもが命を落とすことなどあってはならないと、私たちロータリー会員は考えます。すべての母子が質の高い医療を受けられるよう、そして、出産で命を落とす母親がいなくなり、子どもがすくすくと成長できるように、私たちは支援活動を行っています。

本日の卓話

演題⇒ 『性の多様性と生活』

卓話者⇒ 弁護士 末吉 永久様

弁護士をしていて専門はなんですか？と、聞かれることが多いのですが、交通事故を担当することが多いとのことでした。

本日は、「生の多様性と生活」についてお話をいただきました。



※以下資料は末吉永久様にご提供いただきました。

みんなに知ってもらいたい 性の多様性 生活・法律編



本冊子について

LGBT等の性的マイノリティは共にこの社会で生きており、また、様々な法律の適用を受けます。しかし、現在の法律の多くは、当事者の存在を想定せずに作られています。本冊子では、ほんの一部ですが、当事者達の多くが苦悩し疑問に思っている法的問題とそれに対する現行法の対応を記載します。

性のあり方の基礎知識

性というと、男・女という二つの文字を思い浮かべる人が多いかもしれませんが、私たちが生まれた時に男女のどちらかに割り当てられることから、それは当然かもしれませんが、しかし、現代社会では、性には少なくとも4つの側面があると考えられています。実は、私たちが一人ひとり異なる性を持っているのです。

01 身体の性 生まれたときの生物学的な性です。実際には男・女にきれいに分けられず、両性両方の特徴を持つ人、どちらの特徴も持たない人もいます。	02 自認する性 自分で認識している自身の性です。身体の性と自認する性が一致しない人や、男・女どちらでもないと感じる人もいます。
03 好きになる性 魅力を感じる相手の性です。異性に惹かれる人が多いとは思いますが、同性や両性の性に惹かれる人、いずれの性にも惹かれられない人もいます。	04 表現する性 見たり聞いたり、言葉づかいなど、自分が表現する色です。ファッションやメイク、話し方や態度など、多くの表現方法があります。

※性別、性的指向、性表現
 一般的には、自認する性を「性自認」、好きになる性を「性的指向」、表現する性を「性表現」という言葉で表します。
 ※SOGIE
 性的指向 (Sexual Orientation)、性自認 (Gender Identity)、性表現 (Gender Expression) の総称文字を組み合わせることで、ソジーと訳されます。国際的にはこの言葉がよく使われます。

性のあり方は多様であり、現実の社会にはさまざまな人が混在して生活しています。中でも、LGBTとは異なる人たちの総称です。自分たちの性のあり方を説明する言葉として使われています。

Lesbian レズビアン	Gay ゲイ	Bisexual バイセクシュアル	Transgender トランスジェンダー
女性として 同性を好きになる人	男性として 同性を好きになる人	男性と女性とも 同性を好きになる人	性別を超越し、生まれと性別に 関係なく性別を自由に感じられる人
自認する性 女 好きになる性 女	自認する性 男 好きになる性 男	好きになる性 男 女	身体的性 男 自認する性 女 表現する性 女

(注) それぞれの性の欄は任意で設定し、それぞれ異なるカラーでマークされています。右欄にチェックを入れることでその性向に強く興味があることを示します。

※本紙では説明を簡明しますが、LGBT以外にもさまざまな性のあり方があり、多くの名前があります。
 ※私たちが想像する「身体の性と自認する性が一致し、異性を好きになる人」を想定していますが、実際にはさまざまな人と共に生きていることを覚えておきましょう。

性的マイノリティは、「身体の性と自認する性が一致し、異性を好きになる人」以外の人を表す言葉です。近年、性的マイノリティの人口割合の調査は日本国内でも複数実施されており、8~10%という結果になっています。この数字をイメージするために、以下の例を見てみましょう。

性的マイノリティの割合と同程度

世界ランキング1~8位 佐藤・鈴木・高橋 田中・伊藤・渡辺 の割合	左利きの人の割合	血液型がAB型の人の割合
--	----------	--------------

皆さんは上の方々と実際に会ったことがあるのではないのでしょうか。実は、性的マイノリティの人たちは身近にいます。しかし、まだまだ公表できない世の中の雰囲気や事情があり、打ち明けていないことが多いのです。

ライフステージごとにさまざまな困難が報告されています。

生活を進めて存在する困難

男女二分論と異性愛を前提とした教育や社会システムに合わせざるを得ないことから・・・

●自己肯定感 ●孤独感 ●自殺念慮 ●カミングアウトなど自己顕示への不安 ●差別・偏見、人権侵害の被害

学齢期	青年期・壮年期	高齢期
周囲と異なることが生じる困難 ●いじめ・不登校 ●ロールモデル(男)の不在 ●生き方、価値観の参考となる人 自認する性と身体の性が一致しないことから生じる困難 ●希望しない服装・トイレの役割 ●身体の成長への違和感	自分らしく生きることへの困難 ●同性パートナーと法的に家族になることが不可 ●アウティングへの恐怖感 ●カミングアウトや性自認を周囲に必要とされること 経済的な困難 ●差別意識 ●差別のない職場での差別や不本意な振る舞いの繰り返し	パートナーとの死別等の困難 ●葬儀参列の可否 ●相続や各種名義変更の可否 独りでの生活の困難 ●老人施設に入所する場合の扱いへの不安 ●性的マイノリティの友人との関係維持

詳細は「学齢期」を参照ください
 詳細は「生活・法律」を参照ください

私たちにできることはあるの？

性的多様性を理解し、性的マイノリティの人たちも考慮した行動をとることが重要です。例えば、以下のことから実行してみてください。

- **性的マイノリティに関する理解を深める。**
 ... この冊子をきっかけとして、ニュース、映画、ドラマ、本など具体的な情報に触れて、自分の行動をより良くするヒントを得ましょう。
- **性に関する話題でからかわない、悪口を言わない。**
 ... 誰かを思い遣りなく悪口を言わないようにしましょう。その場に当事者やそのご家族、友人がいる場合もあります。その人たちの想像以上に傷ついたり、発言した人の信頼も失われます。
- **虹色のグッズを日々の生活に取り入れる。**
 ... LGBTの人たちが主体となり、世界中で性的多様性について理解を広める活動が行われています。その活動のシンボルとして6色の虹が使われてきました。この虹を取り入れることで、理解者のひとりであることをさりげなく伝えることができます。



気をつけるべきことはあるの？

性的マイノリティであることを、本人の承諾なく誰か他の人に伝えることは絶対にやめましょう。これはアウティングと呼ばれ、当事者を傷つける行為として問題視されています。誰かに伝えてよいかは必ず本人に確認を取りましょう。詳細は「生活・法律」を参照ください。

アウティングって何？

アウティング (Outing) とは、本人の許可なく性的マイノリティであることを (自分自身の性別をどう感じているか、誰を好きになるか、魅力を感じるか) を他人に話してしまうことです。



生活・法律

LGBT等の性的マイノリティは共にこの社会で生きており、また、様々な法律の適用を受けず。しかし、現在の法律の多くは、当事者の存在を想定せずに作られています。以下では、ほんの一部ですが、当事者の多くが苦悩し疑問に思っている法的問題とそれに対する現行法の対応を記載します。

「異性婚とパートナーシップの違い」

自治体のパートナーシップ制度と法律婚の違いについて知りたいです。一部の自治体での同性パートナーシップ制度の導入がニュースになっていますが、あれは日本でも同性カップルが結婚できるようになったということなんですか？

2015年に渋谷区、世田谷区で導入されたのを皮切りに、一部の自治体でパートナーシップ制度の導入が進んでいます。互いをパートナーとして連れ添う同性カップルがその関係を表明して自治体の承認を受けることができ、地域社会が2人を家族として受け止める一定の効果があります。制度の利用により、例えば公営住宅への入居が認められたり、南隣でパートナーの病状説明を見られるなど「家族」として扱われやすくなります。

ただ、パートナーシップ制度はいわゆる法律婚とは異なります。現在、日本では、同性間士の法律婚は認められていないので、自治体のパートナーシップ制度を利用して、婚姻届を出してお互いを戸籍上の配偶者とすることができず、結婚と同等の法的権利・義務が発生するわけではないのです。そのため、同性カップルが子育ての場面や職場や民間の病院において家族として扱われなかったり、相続権が得られないなどの問題は、自治体のパートナーシップ制度だけでは解決しないので、同性間士の結婚を実現するには、法律の改正等が必要となります。

「名前の変更」

私は、自分の戸籍上の性別が、本当の自分が思う性別と一致していないように感じています。ですから、せめて下の名前だけでも変えたいのですが、可能でしょうか？

「名」は個人が自由に変えることができます。変更するには、家庭裁判所に申立を行う必要があります。

また、申立を行えばすぐに認められるということではなく、「正当な事由」が必要とされています。正当な事由とは、名の変更をしないとその人の社会生活において支障を来す場合や、単なる感情、慣習上の希望等のみでは足りないとされています。もっとも、日常生活において通称名を用いることは自由ですし、その通称名が強調して定着し、むしろ本名の方が伝わりにくい等の事情が生じれば、正当な事由に当たるとして、名の変更が認められる可能性も出てきます。

以上のとおり、名の変更は審理には行えませんが、状況次第では認められる余地があるということになります。



「アウトティング」



「アウトティング」、「カミングアウト」の強制は法的に問題になりますか？



アウトティングとは、他人のセクシュアリティを本人の了解なく、第三者に話すことを指します。よく似た言葉として、「カミングアウト」というものもありますが、これは、自身のセクシュアリティを他人に打ち明けることを意味します。

人に知られたくない情報をみだりに暴露・公表されない権利として、プライバシーの権利と呼ばれているものがあります。そのため、アウトティングやカミングアウトの強制は許されない行為です。

残念ながら、私たちの社会において、性的マイノリティに対する理解が十分に浸透しているとはまだ言えない状況にあります。そのため、セクシュアリティを言いふらされるということは、性的マイノリティの方にとって、他人から露骨な目で見られるのではないかと、あるいは、いわれない差別や侮辱をされるのではないかと、いつか不安、恐怖を生じさせる行為なのです。

アウトティングやカミングアウトの強制を、条例レベルで明確に禁止している自治体もあります（国立市、豊島区等）。それらの行為をすることで、暴露や公表の程度や態様にもよりますが、プライバシー権の侵害をしたとして雇主上の賠償責任を負う可能性があります。

他人を傷つけないためにも、無知な気持ちで、アウトティングやカミングアウトの強制をしないように気をつけましょう。当事者のために常に説明してあげようという親切心が動機であっても、控えるべきです。

「同性パートナーと住居」



同性パートナーと同居するために部屋を借りたいと考えているのですが、同性パートナーとの同居であることを理由に入居を断られた場合、法的に問題になりませんか？公営住宅（東営住宅、市営住宅等）の場合はどうでしょうか？



民間の賃貸物件の場合、私人間の契約であり、賃貸人に対して契約の締結を強制することはできず、断られた場合に契約締結を強制することはできません（契約自由の原則といいます）。ただし、賃貸人による契約締結拒否が重大な権利侵害に当たるとまで評価できる賃貸人場合には不法行為に基づく損害賠償として慰謝料が認められる可能性があります。

公営住宅の場合は、各自治体の条例で入居資格が定められており、高齢者・障がい者など一定の例外を除いて、家族（事実婚、婚姻予約も含む）との同居が要件とされるのが一般的です。この「家族」について、実行制度の運用を見る限り、同性パートナーが含まれると容認にはいえないのが現状です。もともと、いわゆる「パートナーシップ制度」を採用している自治体（千葉市・松戸市等）においては、当該制度を利用した市民に対して市営住宅の入居を認める取り扱いとなっております。

以上のとおり、当事者への住居確保は現状、当事者の多くが不十分だと感じています。

相 談 先

① みんなの人権110番

様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方自治体により異なります。

受付時間：平日午前8時30分から午後6時15分まで 電話番号：0670-003-110 URL：http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html

② 子どもと親のサポートセンター

千葉県教育委員会により設置された教育機関です。本人及び保護者、教職員に対し、相談活動を通じて支援・援助を行っています。

受付時間：24時間対応 電話番号：0120-415-446（千葉県内のみフリーダイヤル）※メール/FAX相談可（sasosouden@chiba-c.ed.jp/043-207-6041） URL：https://cms2.chiba-c.ed.jp/koasapo/

③ 総合労働相談コーナー

LGBTQ やセクシュアルハラスメントなどもきめた労働問題についてのご相談を面接又は電話でお受けしています。

受付時間：平日午前9時30分～午後5時 電話番号：千葉県内の各地域により異なります。下記 URL からご確認ください。 URL：https://jaiba.mhwh.go.jp/chiba-raudoukyoku/raudoukyoku/syozaiti03/souden06.html

④ 弁護士によるLGBTs 専門相談

電話で予約して対面相談が可能です。千葉県弁護士会の専門知識のある方が対応します。

受付時間：平日午前10時～午後4時（午前11時30分～午後1時を除く） 電話番号：043-306-9673 URL：https://www.chiba-ban.or.jp/souden/consultation/lgbts.html

⑤ よりそいホットラインセクシュアルマイノリティ専門ライン

24時間フリーダイヤルの相談窓口です。よりそいホットラインのセクシュアルマイノリティ専門ラインへのご相談は、音声ガイダンスから「4」を選択してくださるとなります。

受付時間：24時間対応 電話番号：0120-279-338 URL：https://www.since2011.net/yorisoi/n4/

⑥ レインボー千葉の会

レインボー千葉の会では相談窓口など、お困りごとがある方々に役立つ情報を集めています。掲載内容は随時更新してまいります。ぜひご参照ください。

URL：https://rainbow-chiba.org/link/

企画・製作：レインボー千葉の会
発 行：千葉県
協 力：千葉県人権啓発活動ネットワーク協議会
（千葉県・千葉県教育委員会・千葉市・千葉県地方自治局・千葉県人権擁護推進委員会）

「職場と服装・髪型」



私は会社を経営しているのですが、男性だと思っていた従業員から、今後は女性の服装・髪型で働きたいという相談を受けました。本人によれば、戸籍上は確かに男性であるものの、自分を女性だと認識しており、性別一時的な診断も受けているそうです。会社として、どのように対応したらよいのでしょうか？



会社としては、基本的に本人の希望を尊重すべきです。頭ごなしに「男性なのだから、男性の服装・髪型をしろ」と命令したり、異議にその人が女性の服装・髪型で出社してきた場合に解雇したりするようなことは職務命令や解雇権の濫用であり違法と評価される可能性があります。

裁判でも、性自認に合わせた服装・髪型で出社した労働者を解雇した会社の対応が違法と判断された例があり、会社は、労働者が性自認に合わせた服装・髪型で働くことができるよう配慮する義務を負っていると考えする必要があります。

他の従業員や取引先との関係で混乱が起きることが予想される場合には、あらかじめ本人ともよく話し合い、対応方法を考えおきましょう。

「職場でのハラスメント」



私は職場で同性愛者であることをカミングアウトしましたが、その後上司から同性愛者であることを侮辱され続け、働くのが苦痛です。



労働施策総合推進法が改正され、事業主に対し、パワハラに対する方針の明確化・周知啓発、相談体制の整備、相談に対する適切な対応等を講ずることが義務付けられました（中小企業は令和4年3月末まで努力義務）。また、パワハラ指針において、性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことは、パワハラに当たると定められました。

あなたの上司の発言もパワハラに当たる可能性がありますので、まずは職場内の相談窓口へ相談し、適切な対応を求めることをお勧めします。もし、社内に相談体制がない場合は、性的マイノリティを対象とする専門相談窓口へご相談ください。



第2771回例会

《クラブ研修例会》

日 時⇒ 2022年5月13日(金)点鐘 18:00

会 場⇒ オークラ千葉ホテル

第2772回例会

《会員増強委員会主催 オープン例会》

日 時⇒ 2022年5月20日(金) 点鐘12:30

卓 話⇒「千葉のエンタメには可能性しかない！

エンタメが創る“魅力度MAX”な千葉の未来」

株式会社レインカラーズ

代表取締役社長 松本 卓也様

《担当：加藤 隆章会員》